

定例監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項および第4項の規定による定例監査を尾花沢市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年2月20日

尾花沢市監査委員 丹川 弘 行
尾花沢市監査委員 笹 原 和 子

記

第1 監査の対象・監査の期日及び執行委員

監査の対象	期 日	監査の対象	期 日	執行委員
定住応援課	1月9日	商工観光課 (企業振興室)	1月26日	丹川弘行 笹原和子
環境エネルギー課	1月11日	市民税務課	1月31日	
議会事務局 会計課 財政課	1月12日	健康増進課 新型コロナウイルスワクチン接種対策室	2月1日	
社会教育課 中央公民館	1月15日	農林課 農業委員会事務局	2月2日	
こども教育課 教育指導室 統合小学校建設室	1月22日	監査委員事務局 総合政策課	2月5日	
消防本部	1月23日	建設課	2月6日	
福祉課（福祉事務所）	1月24日	総務課 選挙管理委員会事務局 防災危機管理課	2月7日	

第2 監査の範囲

令和5年1月1日から令和5年12月末日現在における財務事務及び関連事務事業の執行状況

第3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施

第4 監査の実施内容

尾花沢市監査委員条例第4条第2項の規定により通知し、資料及び関係諸帳簿の提出を求めるとともに、関係職員の説明を聴取する方法により監査を実施

第5 監査の結果

別添のとおり、一部に指摘事項が見られたので、適切な措置を講じられたい。

以 上

(別添)

監査の結果【指摘事項】

社会教育課・中央公民館

(1) 下記、非常勤特別職の費用弁償が支給されていない。「尾花沢市特別職に属する者等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例」に基づき適正に執行されたい。

- ①市史編さん委員会委員
- ②社会教育委員
- ③文化財保護審議会委員
- ④公民館運営審議会委員
- ⑤図書館協議会委員
- ⑥多目的集会施設運営委員会委員
- ⑦芭蕉、清風歴史資料館運営委員会委員
- ⑧スポーツ振興基金運営委員会委員
- ⑨スポーツ推進委員

※監査対象期間に報酬が支払われている委員…②. ③. ⑤. ⑦. ⑧. ⑨

(2) 令和4年度尾花沢市スポーツ振興業務委託について、基本協定書を取り交わしているが、施行伺をしておらず設計金額が不明である。また、事業完了報告、検査復命がなされていない。令和5年度においても施行伺をしておらず設計金額が不明となっている。

教育指導室

(1) 下記、非常勤特別職の費用弁償が支給されていない。「尾花沢市特別職に属する者等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例」に基づき適正に執行されたい。

- ①いじめ問題対策連絡協議会委員

商工観光課

(1) 昨年度、注意事項となっていた複数年分の備品の登録について、未だ登録されていない。未処理分を確認のうえ、速やかに対処されたい。「尾花沢市財務規則」に基づき、適正に管理されたい。

農林課・農業委員会事務局

(1) 下記、非常勤特別職の費用弁償が支給されていない。「尾花沢市特別職に属する者等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例」に基づき適正に執行されたい。

- ①林業振興協議会委員
- ②農作業標準賃金策定協議会委員
- ③鳥獣被害対策実施隊隊員

総務課

(1) 地域情報通信基盤整備事業 光ファイバー芯線の賃貸借料について、貸付金9,306,000円の調定手続きが取られていない。早急に対処されたい。